

人権協地区委員会活動の紹介

千一地区現地研修報告 『堺泉北港 堺2区 基幹的広域防災拠点』について

6月20日(火)に千一地区委員会では48名が参加し、近畿圏臨海防災センターへ研修に出かけました。基幹的広域防災拠点は、京阪神都市圏において大規模地震発生時等の災害応急活動の核となる施設として近畿地方整備局が、平成24年(2012年)4月に供給開始となり現在に至っており、24時間、365日の職員常駐体制で実施されています。この基幹的広域防災拠点は、近畿圏臨海防災センター、緑地、耐震強化壁、臨港道路で構成されています。近畿圏臨海防災センターは、災害発生時の支援活動を行なうための機器を設備・保管する「支援施設棟」、災害発生時に支援活動を行なうための車両等を保管する「車庫棟」、災害発生時における防災拠点施設内の通路に敷設する資機材等を保管する「倉庫棟」の三施設から成り立っています。



これまでに、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本・大分大地震が発生していますが、今後30年以内に京阪神都市圏での発生が危惧されています。その被害想定は、上町断層帯地震で震度6以上の場合、死者数42,000人・経済被害約74兆円、東南海・南海地震で震度5以上の場合、死者数約18,000人・経済被害額57兆円といわれています。

大規模な地震等が発生した場合、この施設が、救援物資の中核基地や被災地支援隊のベースキャンプ、ヘリコプターによる医療支援等の重要な機能を担ってくれる施設と確信しました。

一人ひとりが日頃から近隣のコミュニケーションを緊密に図り、万が一の場合に備えておくことがとても重要であり、そのためには、吹田市が毎年1月に実施している市内一斉防災訓練に参加されることを強く望みます。

千一地区委員会代表 辻本 興一 さん

山二地区活動報告 「人権講演会」について

7月2日(日)に山二地区委員会と山二地区公民館共催で、前人権協会会長で関西大学教授の山本冬彦さんをお迎えして、「人にやさしい コミュニティづくり」～人権をとらえて～ というテーマで講演会を行いました。

初めに、『日本での「人権」の歴史』として、福澤諭吉がアメリカの独立宣言を翻訳するとき「right」を「通義」と訳し、「権理」、「権利」と変化した。戦後、日本国憲法に基本的人権の尊重が規定され、いろいろな法律が改正された。しかし、人の考え方が一挙に変わったわけではなかった。なかでも同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程において身分階層的構造に基づく基本的人権が侵害され、自由が完全に保障されないという深刻な社会問題であった。1970年代以降は、障がい者、ジェンダー、外国人の人権等が議論されるようになった。人権は、人がよく生きるために、自分自身に対する責任と社会に対する責任をどのように実現していくのかと強調されていました。

次に『地域社会とコミュニティと変化』として、人と人とのつながりが微弱にしか存在しない社会において孤立感が深まる。さらには非人間的な激しい競争にさらされると人間性を回復したい欲求が働く。責任を自覚した個人および家庭が構成主体になり、地域性と各種の共通目標をもった相互に信頼感のある集団を形成するようになった。コミュニティは、各人の間に一定の連帯、相互扶助(支え合い)の意識が働き、人が生きていくため、必要な関係である。「支え合い」は、お金なしでも支え合うもの、世話やき、お互い様の関係を意識的につくりだしていくことの必要を力説されていました。また、PTAの役員のなり手がいない課題に対して、前例に拘わらず、自分たちがやりたいことを考えて、自分たちの組織で決めた。この経験には、達成感があつたと報告されました。

山二地区委員会代表 今村 一誠 さん



あなたも人権啓発推進委員になりませんか!

人権啓発を目的に、各地区でいろいろな活動が行われています。あなたも人権啓発推進委員になって、一緒に活動しませんか。下記の人権協事務局までお問合せください。

発行/吹田市人権啓発推進協議会 事務局/吹田市 市民部 人権平和室内 〒564-8550 吹田市泉町1-3-40
電話 06-6384-1539 FAX 06-6368-7345
E-mail suitajinken@wi.kualnet.jp

吹田市 人権協だよ



No. 43

平成29年(2017年)10月

— 2017 — 人権フェスティバル

～地域から心をつなぐ 人権の輪～

◆日時 12/10(日) 13:30～16:00 (開場 13:00)

◆場所 関西大学 100周年記念会館 (阪急関大前駅 南口下車)

◆定員 300人

講演 「国際交流を通して 地上に平和、人々に笑顔」

講師 笑福亭 鶴笑 さん



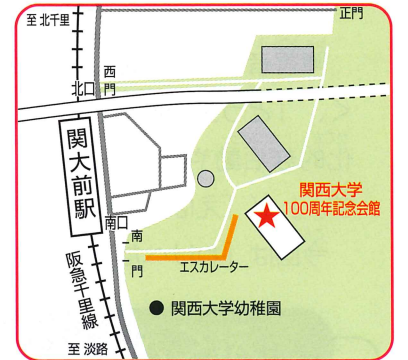
1984年、6代目笑福亭松鶴に入門。1990年のニューヨーク公演を皮切りに、バンコク・上海・ロンドンなど世界各国で毎年パフォーマンスやコメディハウスに出演するなど、国際派落語家として活躍。2014年までの公演実績は世界35カ国、100都市以上にのぼる。また、2000年のトルコ大地震では仮設住宅を訪ね、トルコ語でパペット落語(笑福亭鶴笑が始めたビジュアル落語)を公演。子供からお年寄りまで幅広い年齢層の人々の心を勇気づけたほか、2006年からはNPO法人「国境なき芸能団」の代表としてカンボジア・イラク・アフガニスタンなど、世界各地の学校や病院、施設等で励ましの笑顔を届ける活動にも積極的に取り組むなど、国際交流、国際貢献の活動にも熱心に取り組む。

現在は、文化庁「文化交流使」第1号(2003)として、世界を目指す芸人のための環境づくりや日本文化を世界に発信し続けている。

■主な受賞

- ・パペット落語が、児童福祉文化財に認定(2014年) ・芸術選奨文部科学大臣新人賞(2003年)
- ・繁昌亭大賞爆笑賞(2008年) ・イギリスエジンバラ国際コメディフェスティバル全公演ソールドアウト賞(2003年)
- ・ハンガリー国際人形フェスティバル特別賞(1998年) 他多数

■著書:「世界は広くてせまくて、やっぱり広い」(ワニブックス)



2017 市民ひゅーまんセミナー 9月2日(土)13:30～15:30 参加者:130名

南インド古典舞踊/パラターナーティヤム公演 ～心の旋律とリズムの躍り～

講師:モガリ真奈美さん(関西印文化協会 理事/南インド古典舞踊グループ・マルガユニティ主宰)

パラターナーティヤムは、インド古典舞踊のなかでも最古の舞踊といわれています。この舞踊は、神・自然に対する「祈り」と、神話のストーリーが舞踊化されています。

日本に八百万の神が存在するのと同じように、インドにも多くの神々が存在します。シヴァ神、ブラフマー神、ヴィシュヌ神はその代表格。それらの神々がサラスヴァティ女神の奏でる音色の美しさを讃えるという場面では大きな拍手が続きました。指の細やかな仕草、リズムカルな体の動き、迫力のある足さばきなどが魅力的で、ダンサーの衣装の美しさにも目を見張りました。

また、公演のはじめに南インドの現状が映像と話で伝えられ、異国の生活・文化・宗教を学ぶこともできました。

「表情の豊かさや目力、舞踊の素晴らしさに魅了されました」「構成がよかった。振りの意味を説明されたので興味深く鑑賞できました」という感想が数多く寄せられました。



◆ わけへだてなく ◆



作:ふじいかつり
絵:里 圭
「えほん障害者権利条約」汐文社

2006年に国連総会で採択された障害者権利条約は、障がい者の尊厳と権利を守るための国際条約です。日本では、差別についての法律がまだありませんでしたので、障害者基本法をなおしたり、障害者差別解消法をつくったりして、ようやく日本も2014年に障害者権利条約を受けいれました。

『障害者権利条約が大切にしている考え方の一つに「わけへだてない」という意味の「インクルーシブ」があります。残念ながら、現実には、教育や就労、生活の場面などでわけへだてられている状況がたくさんあります。また、表向きは地域でいっしょに生活しているようにみえても、障害のある人となない人との間にはくらしの質におおきな格差があります。スポーツやレジャーもその一つです。

障害者権利条約は、障害のある人の「人間らしい生き方」をととても大切にしています。「生きる」だけでなく、「どう生きるか」を問題にしているのです。そのために、いろいろな分野への参加を大切にしたいと、文化的な活動やレクリエーション、余暇、スポーツを自らの生活にたっぴりと取り入れることをかかっています。』（「えほん障害者権利条約」より引用）

今回は「わけへだてなく」をテーマに市内の福祉施設取材させていただきました。

ぷくぷくの会（社会福祉法人ぷくぷく福祉会）

【ぷくぷくの会】は、障がいのある人が人間としての権利をまもられ、一人ひとりが自分らしく地域の一員としてあたりまえに暮らせる、多様な生き方が尊重される共生社会をつくっていくことなどを目的としています。

1988年に「すいた共働作業所」という小さな作業所を開設したのがはじまり。運営基盤を安定させるために法人格の取得をすすめ、1995年に社会福祉法人ぷくぷく福祉会が設立されました。

「わたしたちは しょうがいしゃ であるまえに にんげんである！」

「ぷくぷくの会」を訪れる人の胸を打つのはこのスローガンです。法人格に縛られず、当事者主体の活動や制度が整っていない分野などにも自主的にとりくもうというのが「ぷくぷくの会」。

共に生き働く社会へ

はじまりの頃は、障がい者が働ける場がありませんでした。障がい者問題の啓発活動をはじめ、無添加クッキーやパンの製造販売、自然食品店、リサイクルのお店などにとりくんできました。

作業所だけでなく、グループホームや相談支援センター、ヘルパー派遣事業、就労支援など、少しずつ地道に活動を広げ、地域で必要なサポートを提供しています。

地域社会のあらゆる場面で、障がい者も障がいのない人と同じように参加できること、を最も大事にして、障がいをもつ当事者の権利をまもり広げる運動を進めています。

「ぷくぷく」のいわれ ぷくぷくは、朝鮮の古い言葉から「ゆっくりゆっくり」という意味で名づけられました。どのひともしずかしく、みんな違うからこそ人間っておもしろいものです。

この会は、誰もが、かけがえのない人生を、あたりまえに歩んでいける社会の実現を願っています。

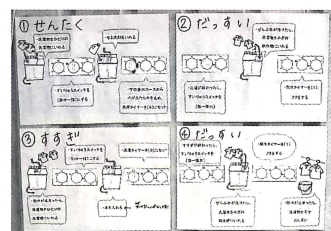


上田 亜生さん

宇都 雪人さん



さきようしよ ようす 作業所の様子（ノートの包装）



わかりやすい手順書

工房ヒューマン（中途障害者施設）

【工房ヒューマン】は、1997年中途障害者の人たちが集まり『障害を持っていても働きたい』『何か、生きがいを見つけないか』という願いから、吹田では初めてとなる中途障害者の作業所（働く場）を設立しました。中途障害者の方が働くことを通じて生きがいを見出していけるように支援を行なうことを目的としています。

中途障害者とは、人生の途中で脳卒中や難病（原因不明の病気）で現在の医学では治療が来ない、交通事故などで障害（高次脳機能障害等）を負われた方のことを言います。

その後、後遺障害では半身麻痺・言葉が話せない又忘れてしまう、記憶力の低下、人とのコミュニケーションがとれないなどの症状が多くみられ、歩行困難により車いす生活を送られる方もおられます。

とくに、働き盛りの40・50代で発症された方が多く、職場をやめざるをえなくなり、家族の介護負担・経済的にも困難な状況に直面されているのが実情です。

不幸にも人生の途中で障害を持つということは、自分自身がなかなか受け入れ難く、家族に支えられ家庭に閉じこもっている状況です。

「障害を持っていても働きたい」・「何か、生きがいを見つけないか」・・・同じ境遇の人たちと一緒に作業をしたり集団生活を送るなかで、「障害を持っていても生き生きと生活できるんだ！」と実感されています。



ふじい しんじ 藤井 慎二さん（施設長）



はたおき 機械機

ゆめふる五月が丘店

【ゆめふる】とは、日常生活リハビリを中心としたプログラムを実施し、いつまでも在宅生活を継続することができるよう個別プログラム（通所介護計画書）を作成し、サービス提供する通所介護（デイサービス）施設です。

開放的で明るい店内は女性に人気。利用者の8割は女性だそうです。この日は出張美容室があり、ステキなパーマでおしゃれを楽しんでおられる方がいらっしました。

そんないごちのよい施設ですが、利用者の方が家庭生活を安心して送れるよう、さまざまな機能訓練プログラムを実施されています。

「ここに通って元気になり、卒業できるようにするのがわたしたちの目的です。」と管理者の小山和人さんは語ります。



おやま かずひと 小山 和人さん（店長）

取材後記

各施設のご協力を頂き、利用者の皆さんが当たり前のように生活できるよう尽力されているスタッフの皆様へ感謝の気持ちを伝えたいと思います。各施設を取り巻く環境は色々な問題を抱えておられます。行政・法制的改革はもちろん、私達も理解を深め共に歩いて行ける社会にしなければならないと、痛感いたしました。

広報委員会